

緊急事態宣言対象拡大に伴う市立小・中学校の臨時休業について (お知らせとお願い)

長期にわたる新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策へのご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

さて、本市におきましては、緊急事態宣言が全国へ拡大されたことに伴い、感染拡大防止の観点から、小・中学校を一定期間の臨時休業とすることとしました。

つきましては、臨時休業期間中の対応について、下記のとおり行いますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業について

市内すべての小・中学校を4月22日(水)より5月6日(水)までの期間、臨時休業とします。

2 臨時休業中の対応について

(1) 基本的な過ごし方

- 「不要不急な外出を避け、なるべく外部との接触を避ける」こととします。

(2) 登校日について

5月1日(金) 午前9時～午後1時 (給食有り)

(3) 児童生徒の学校での受け入れについて

① 対象

- 小学校1年生～3年生及び特別支援学級に在籍する児童生徒

② 受入期日

4月22日(水)、23日(木)、24日(金)、
27日(月)、28日(火)、30日(木)

③ 受入時間

- 午前8:00～午後4時30分

※ 別紙を参照のうえ、希望される方は同意書を学校へ提出してください。

※ 27日の学校での昼食提供(別案内)を希望の場合は27日は弁当不要

(4) 放課後児童クラブ児童の学校での受入について

① 対象

- 放課後児童委クラブに在籍する児童(1年～6年)のうち保護者が受入を希望する児童

② 受入時間

- 午前8時～午後1時まで(その後、放課後児童クラブへ移動します。)
登校日については、登校日終了後、児童クラブへ移動します。

③ 申込みは、児童クラブへご連絡ください。

④ 弁当及び水筒を持たせてください。

※ 27日の学校での昼食提供(別案内)を希望の場合は27日は弁当不要

<裏面>

(5) 屋外での活動（運動）について

- 感染予防対策を十分に講じ、近くの公園や学校の運動場などの屋外で、軽度な運動を1～2時間程度行うことを可能とします。
（身体接触をあまり伴わない、縄跳び、ジョギング、散歩、遊具遊び等とします。）
- 部活動は当面の間中止とします。また、学校の体育施設の貸し出しも当面の間中止とします。
- 学校の運動場が開放できる時間は、午前10時から午後4時までとします。
- 臨時休業中の運動場での活動（運動）については、災害共済給付制度の適用外となりますのでご了承ください。

(6) スタディーサプリについて（小4～中3が対象）

- 無料使用期間は、4月末となっておりますが、5月中も小4から中3まで使用できるように手続きを進めています。詳細は、別紙をご覧ください。

3 感染拡大防止のために

- 毎朝の検温等を確実にを行い記録カードへ記入してください。
- 発熱や風邪の症状がある場合には外出は控えるようにしてください。
- 多くの人数で誘い合ったり、狭い空間に集まったりすることがないようにしてください。（三密「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を避けましょう。）
- 他県への不要不急の往来はできるだけ控えるようにしてください。
- 石けんなどを活用した小まめな手洗いや消毒、うがい等をしっかり行うようにしてください。

（学校教育課）